

日本ダクタイル鉄管協会規格 JDPA
GX 形ダクタイル鑄鉄管（抜粋） G 1049 - 2 - 2025
 GX type ductile iron pipes and fittings

1 適用範囲

この規格は、呼び径 500 ～ 1000 の GX 形ダクタイル鑄鉄管（以下、直管^{a)}という。）、及び GX 形ダクタイル鑄鉄異形管（以下、異形管^{a)}という。）について規定する。

注^{a)} 直管及び異形管を総称する場合は、管という。

3 管

3.1 管厚の種類及びその記号

管の管厚の種類及びその記号は、表 1 による。

表 1 ー管厚の種類及びその記号

直管		異形管
管厚の種類	管厚の記号	管厚の記号
S 種管	DS	DF

3.2 継手の区分、接合形式及びその記号並びに呼び径の範囲

管の継手の区分、接合形式及びその記号並びに呼び径の範囲は、表 2 による。
 なお、管の接合に用いる接合部品は、附属書 A による。

表 2 ー継手の区分、接合形式及びその記号並びに呼び径の範囲

継手の区分		接合形式	接合形式 の記号	呼び径の範囲
直管	異形管			
伸縮離脱防止継手	離脱防止継手	GX 形	GX	500 ～ 1000
—	フランジ継手	フランジ形	—	75 ～ 150・600

注記 1 フランジ形に関する事項は、JIS G 5527、JWWA G 114 又は JSWAS G-1 による。
 注記 2 フランジ形は、フランジ付き T 字管の枝管に適用する。

3.8 形状、寸法、質量及びその許容差

a) 管厚 (T 及び t) の許容差は、表4による。

表4－管厚の許容差

直管	異形管
+規定せず - 10 % ただし、管厚が 10 mm 以下の場合は、下の許容差を -1.0 mm とする。	+規定せず - 15 % ただし、管厚が 10 mm 以下の場合は、下の許容差を -2.0 mm、管厚が 11 mm ~ 16 mm の場合は、下の許容差を -2.5 mm とする。

b) 有効長 (I、L、L₁、L₂) の許容差は、表5による。ただし、供試材を切り取った直管は、規定の長さより約 100 mm まで短くてもよい。

表5－有効長の許容差

直管	異形管
+ 70 mm - 30 mm	+ 30 mm - 15 mm ただし、フランジの端面から管中心線までの許容差は、± 5 mm とする。

c) 受口部及び挿し口部の各部寸法の許容差は、表6による。

表6－直管及び異形管の受口部並びに挿し口部の各部寸法の許容差

単位 mm

呼び径	D ₂	D ₃	D ₄	D ₅	P	K		V
						直管	異形管	
500・600	± 2	+ 2 - 1	± 1.5	+規定せず - 2	± 4	+ 4.0	+ 4.0	+ 1.5 - 1.0
700 ~ 900	+ 2 - 3					+ 5.0	+ 5.0	
				- 2.0	- 3.0			
1000				+規定せず - 3	± 5	+ 6.0	+ 6.0	
						- 3.5	- 3.5	

3.11 塗装

管の内面は、エポキシ樹脂粉体塗装を行い、JIS G 5528、JWWA G 112 又は JSWAS G-1 の附属書2の内面塗装1による。

管の外表面及び継手部は、合成樹脂塗装（黒色）を行い、JDPA Z 2010 による。代わりに JWWA G 113、JWWA G 114 又は JSWAS G-1 に準じた塗装でもよい。ただし、下塗りとして亜鉛系プライマを行ってもよい。

附属書 A
(規定)
GX 形ダクタイトイル鑄鉄管及び異形管用接合部品

A.1 種類

接合部品の種類は、表 A.1 による。

表 A.1 – 接合部品の種類

区分	接合部品名
I 類	押輪 ロックリング ライナ 切管用挿し口リング
II 類	T 頭ボルト・ナット 六角ボルト・ナット ^{a)} ライナ心出し用ボルト・六角ナット
III 類	ゴム輪 GF 形ガスケット ^{a)}
IV 類	バックアップリング
注 ^{a)} 六角ボルト・ナット及び GF 形ガスケットは、JIS G 5527 の附属書 JA (ダクタイトイル鑄鉄管及び異形管用接合部品)、JWWA G 113・114 の附属書 B (水道用ダクタイトイル鑄鉄管及び異形管用接合部品) 又は JSWAS G-1 の附属書 1 (下水道用ダクタイトイル鑄鉄管用接合部品) による。	